

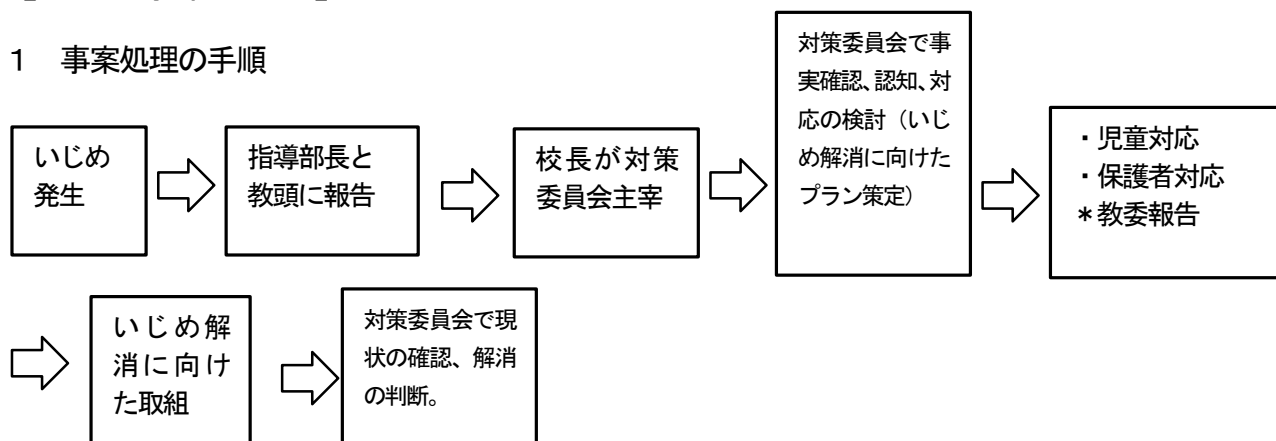
令和7年度 幌別小学校 いじめ未然防止プログラム「年間の取り組み計画」

月	項目 学校 行事など	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの教科・領域などの関連を図ったプログラム	イ 子ども会議などの児童会、生徒会活動との連携を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭・地域）との連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育などとの関連を図ったプログラム	備考
4	始業式・入学式 1年生を迎える会 安全指導集会	学習のやくそく 掲示	児童会あいさつ運動 1年生を迎える会	おはなしポケット 交通安全街頭指導	あいさつのグラ ンドデザイン掲示	校内対策委員会① いじめ防止基本方 針研修会 いじめ防止基本方 針の保護者への周 知
5	遠足 避難訓練 事例研修	個人懇談 お店調べ（2年）	なかよし清掃開始	地域学習サポート	花だん移植（3年）	いじめアンケート ① 教育相談① 地域対策委員会①
6	運動会		縄跳び集会への 取り組み①	ふれあい農園田植		校内対策委員会②
7	縄跳び集会 ミニコンサート		ミニコンサート①		携帯スマホ教室	保護者懇談会 事例研修会 「Q-U」実施① フィードバック
8	宿泊学習		児童会あいさつ運動	乗馬体験		
9	修学旅行					いじめアンケート ② 教育相談②
10	いじめ防止標語コン クール 学芸会	個人懇談	いじめ防止標語 コンクール	ふれあい農園収穫	花だん移植（4年）	校内対策委員会③
11		温泉入浴体験 （3年）		ふれあい農園収穫	非行防止教室（5年）	地域対策委員会② ゲートキーパー研 修等
12	縄跳び集会 終業式		縄跳び集会への 取り組み②			「Q-U」実施② フィードバック
1		認知症サポータ ー講習（5年）	児童会あいさつ運動		人権教室（5年）	
2	ミニコンサート 学びのストーリー	個人懇談 学びのストーリー	ミニコンサート②	世代間交流（2年）	介護体験（5年）	地域対策委員会③ 教育相談③
3	6年生を送る会 事例研修		6年生を送る会			フィードバック 校内対策委員会④ いじめ防止基本方 針見直し

<p>ア 道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム</p>	<p>イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム</p>	<p>ウ 社会教育(家庭や地域)と連携した体験活動との関連を図ったプログラム</p>	<p>ウ 社会教育(家庭や地域)と連携した体験活動との関連を図ったプログラム</p>	
<p>① 居場所づくり</p> <p><b>教師が主体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども同士をつなげる<b>学級のジストムづくり</b> (学級の決まり、帰りの会などで友達の良さを認める場、全員遊び)</li> <li><b>学び合う授業、わかる授業づくり</b></li> <li><b>教師⇄児童のコミュニケーション</b> (交換ノート、赤ペンの一言、学期ごとに良いところを伝える、個人面談、叱った後のフオワードメッセージ...)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>係活動の設定</b> (一人一役で全員に活躍の場を与える。)</li> <li><b>全員遊び時の児童観察</b> (一人で見ている子、様子の変わった子を見逃さない。)</li> <li><b>委員会活動の取組</b> (あいさつ運動、ミニコンサート)</li> <li><b>クララフ活動</b> (やりたい活動の自己決定)</li> <li><b>全職員による児童観察</b> (休み時間、給食時間、清掃時間など...)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>情報の発信</b> (一人一人にスボットライトを当てた通信)</li> <li><b>保護者との連携</b> (教育相談、交換ノート、電話連絡、家庭訪問)</li> <li><b>地域との連携</b> (コミュニケーションスクール、スクールカウンセラー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>道徳授業の研修</b> (いじめの体験を聞く、一人一人の思いを大切にしたり授業作りなど)</li> <li><b>教員間の情報共有</b></li> <li><b>生徒指導部との連携</b></li> <li><b>栄養教諭、養護教諭との連携</b> (残食量の変動、体調不良の背景を共有する、侮やあざの有無の確認)</li> <li><b>毅然とした一貫的指導</b> (「ダメな物はダメ」全職員が同じスタンス)</li> </ul>
<p>② 絆づくり</p> <p><b>児童が主体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>共同的な学び合いのある授業</b> (グループ学習、話し合い活動)</li> <li><b>子どもの良さを「見える化」</b> (カード・通信・学級掲示など)</li> <li><b>学年集会・長縄記録会の設定</b></li> <li><b>運動会の全校競技など</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>互いの良さを見つけあう係活動</b> (みんなであそぶ集い、誕生日に牛乳で飲料、「今日のヒーロー」、特技発表)</li> <li><b>縦割り、異学年交流</b> (仲良し清掃、ミニ先生、ふれあい給食、あいさつ運動、迎える会、送る会)</li> <li><b>学級全体で協力する活動</b> (達成できたことを掲示する、長縄の取組、頑張りを喜び合う「ビーズ玉集め」)</li> <li><b>いじめ防止標語</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>あいさつ運動の発信と拡散</b> (グラウンドガイアの保護者や地域への周知)</li> <li><b>地域連携事業の充実</b> (放課後学習、絵本の読み聞かせ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>道徳授業の充実</b> (「ありがとうの木」作り、友だちの良いところ探し、平等に対する意識の啓発、SSTによるコミュニケーション能力の育成...)</li> <li><b>協力して飼育、栽培活動を行う</b> (動植物の生命に責任をもつ、収穫祭を行う)</li> </ul>
<p>③ 環境づくり</p> <p><b>いづれかが主体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>支持的で認め合う学級風土の醸成</b></li> <li><b>見通しをもたせる工夫</b> (朝の過ごし方のルーティン化、学習ルールの統一、掲示物の工夫、ユニバーサルデザインを取り入れ)</li> <li><b>個別の面談週間</b></li> <li><b>読書習慣を付ける環境</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>縦割り班の編成と見える化</b></li> <li><b>ほっとできるスペース</b></li> <li><b>心に響く詩の掲示</b> (みんなちがってみんないい)「教室はまちがう所だ」</li> <li><b>あいさつのがんばり探し</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>保護者向け講演会</b> (いじめについてなど)</li> <li><b>保護者との情報の共有</b></li> <li><b>登下校時の立ち番</b></li> <li><b>掲示物の工夫</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>情報モラル教育の実施</b> (スマホ・ケータイ教室、ネチケツ教育)</li> <li><b>人権教育の実施</b> (いじめ防止の掲示物、人権教育)</li> </ul>

## 【いじめ事案の処理】

### 1 事案処理の手順



※いじめ報告窓口・いじめ情報の集約担当指導部長（令和6年度 柳瀬 珠美教諭）

### 2 対応に関する留意事項

- (1) いじめ情報入手後の対応を素早く組織的に行う。
- (2) いじめの実態を正確に把握する。
- (3) 具体的な対応の仕方などは、検討委員会で協議して決定する。
- (4) 生徒指導は複数の教員による指導を原則とし、事実をまとめ記録を整理する。
- (5) 被害児童や保護者の対応は、きめ細やかで慎重に行う。
- (6) 教育委員会や関係機関への報告・相談等は、校長が判断する。
- (7) 教育委員会や関係機関との報告・相談等は、教頭が行う。

### 3 対応後の留意事項

- (1) 被害生児童の心をケアするとともに、注意深く観察する。
- (2) 家庭との連絡を緊密に行い情報の共有を図る。

### 4 重大事態への対応

※別紙フロー図参照

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

○「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集及び記録とその共有を図る。

○いじめの事実の確認を行い、結果を登別市教育委員会へ報告する。

## 重大事態の発生

### ○校長は、教育委員会に重大事態の発生を報告

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
  - ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

### 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校を調査主体とした場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ①「地域いじめ対策委員会」を母体に専門家を加えた組織
- ②専門家や当該いじめ事案関係者と人間関係や利害関係のない第三者による組織

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

◇いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

#### ●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ◇適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ◇関係者の個人情報に配慮する。
- ◇アンケート結果は、被害児童やその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち調査対象の在校生や保護者に説明する。

#### ●調査結果を教育委員会に報告

◇被害児童又はその保護者が希望する場合は、被害児童やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

#### 教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力